

○中野市美術館運営準備委員会設置要領

令和8年4月13日制定

(目的)

第1条 中野市美術館運営準備委員会は、(仮称)中野市美術館の運営について、広い観点から多角的に検討するため、中野市美術館運営準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、以下の項目について検討を行う。

- (1) 名称
- (2) 開館時間及び休館日
- (3) 展示物
- (4) 入館料
- (5) 調理室等の活用方法
- (6) その他運営に関すること

(組織)

第3条 準備委員会は、別表に掲げる関係分野で、11人以内の委員で組織する。

- 2 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 4 委員長は準備委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(設置期間)

第5条 準備委員会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。但し、必要に応じて、延長することができる。

(事務局)

第6条 準備委員会の事務局を中野市くらしと文化部文化スポーツ振興課に置き、必要な事務を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年4月17日から施行する。
- 3 この要領は、令和8年4月22日から施行する。
- 4 この要領は、令和8年5月15日から施行する。

別表（第3条関係）

運営準備委員会構成員

学識経験者
教育関係者
市民
その他必要と認める者